

# 第2回愛媛地方最低賃金審議会

## 資 料

令和2年7月16日

愛媛労働局労働基準部賃金室

## 第2回愛媛地方最低賃金審議会

### 資料目次

令和2年7月16日

|   |    |
|---|----|
| 1 愛媛地方最低賃金審議会開催予定一覧（第6回本審まで 第1回本審<br>決定事項）                    | 1  |
| 2 特定最低賃金の必要性の有無の審議に関する資料                                      |    |
| （1）特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表                                       | 3  |
| （2）最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）                              | 5  |
| （3）現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について<br>（昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申） | 9  |
| （4）中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告（平成4年<br>5月15日中央最低賃金審議会了承）       | 11 |
| 3 愛媛地方最低賃金審議会オブザーバー候補者名簿                                      | 15 |
| 4 令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）                                   | 17 |
| 5 地域別最低賃金の引上げを求める会長声明の送付について                                  | 19 |

#### （別冊資料）

##### ○ 経済関係資料

- （1）愛媛県内経済概況（令和2年4月 松山財務事務所）
- （2）第185回全国企業短期経済観測調査（愛媛県分）（2020年7月1日 日本銀行  
松山支店）
- （3）法人企業景気予測調査結果（令和2年4～6月期 松山財務事務所）
- （4）愛媛県金融経済概況（2020年6月10日 日本銀行松山支店）

## 令和2年度 愛媛地方最低賃金審議会開催予定一覧

(第6回本審まで 第1回本審決定事項)

愛媛地方最低賃金審議会事務局確認

| 会議名(略称)   | 開催日      | 開催時刻等 | 主要議題             |
|-----------|----------|-------|------------------|
| 第2回本審     | 7月16日(木) | 10:30 | 特定必要性諮問          |
| 第1回公益委員会  | 7月28日(火) | 13:00 |                  |
| 第3回本審     | 7月28日(火) | 13:30 | 目安伝達、オプ参会、意見聴取   |
| 第1回地賃専門部会 | 7月28日(火) | 15:30 | 基礎調査結果説明、金額審議    |
| 第2回地賃専門部会 | 8月3日(月)  | 15:30 | 金額審議             |
| 第3回地賃専門部会 | 8月5日(水)  | 13:30 | 金額審議             |
| 第4回本審     | 8月5日(水)  | 16:00 | 部会報告・採決又は答申      |
| 第5回本審     | 8月7日(金)  | 15:30 | 特定必要性答申(地賃答申予備日) |
| 第6回本審     | 8月21日(金) | 10:30 | 異議審(異議諮問・異議答申)   |

第1回地賃専門部会は、第3回本審に引き続き開催するもの。

第4回本審で答申が得られなかった場合、第5回本審に先だって第4回地賃専門部会を開催し、第6回本審は、8月25日(火)10:30開催とする予定。



## 特定最低賃金（改正）申出書形式審査一覧表

令和2年7月3日形式審査時

| 受付日   | 申出代表者                      |   | 適用<br>使用者数 | 申出産業の<br>労働者数 | 適用除外<br>労働者数 | 申出産業の<br>基幹的労働<br>者数<br>(A) | 申出人が代<br>表する基幹<br>的労働者数<br>(B) | B/A<br>(%) | 添付<br>書類<br>等 | 申し出の<br>ケース別 | 改正・<br>新設の<br>別 | その他 |
|-------|----------------------------|---|------------|---------------|--------------|-----------------------------|--------------------------------|------------|---------------|--------------|-----------------|-----|
|       | 申出産業                       | 執行委員長 由良 芳雄                                 |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |
| 7月3日  | 丸住製紙新労働組合<br>執行委員長 由良 芳雄   | パルプ、紙製造業                                    | 17         | 3,096         | 365          | 2,731                       | 1,232                          | 45.1%      | 有             | 公正競争         | 改正              |     |
|       |                            | E140, E141, E142 (E1422の一部, E1423・E1424を除く) |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |
| 7月2日  | JAM四国愛媛地区協議会<br>立石 則和      | はん用機械器具、生産用機械器具、業務用<br>機械器具製造業              | 418        | 12,129        | 1,212        | 10,917                      | 3,287                          | 30.1%      | 有             | 労働協約         | 改正              |     |
|       |                            | E25, E26, E27 (E273～E276を除く)                |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |
| 6月5日  | 電機連合西四国地方協議会<br>事務局長 上甲 草史 | 電子部品・デバイス・電子回路、電気機械<br>器具、情報通信機械器具製造業       | 52         | 4,436         | 1,157        | 3,279                       | 1,780                          | 54.3%      | 有             | 労働協約         | 改正              |     |
|       |                            | E28, E29 (E291・E292を除く), E30                |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |
| 7月1日  | 愛媛県造船産業最低賃金連絡会<br>会長 渡部 崇  | 船舶製造・修理業、船用機関製造業                            | 211        | 5,417         | 509          | 4,908                       | 2,419                          | 49.3%      | 有             | 公正競争         | 改正              |     |
|       |                            | E310, E313                                  |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |
| 6月25日 | U A センセン愛媛県支部<br>支部長 菅 勝幸  | 各種商品小売業                                     | 32         | 4,367         | 113          | 4,254                       | 3,360                          | 79.0%      | 有             | 公正競争         | 改正              |     |
|       |                            | I56   |            |               |              |                             |                                |            |               |              |                 |     |

注1 欄は、平成28年経済センサスの数字をもとに現在までの変動を加味して算定した。

注2 欄は、当該産業の労働者に、令和元年最低賃金に関する基礎調査等の結果得られた当該特定最低賃金適用除外者数を加味して算定した。



## 最低賃金審議会の調査審議に基づく最低賃金（15条最低賃金）

〔関係条文〕

法第15条（特定最低賃金の決定等）

労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該労働者又は使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金（以下「特定最低賃金」という。）の決定又は当該労働者若しくは使用者に現に適用されている特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をするよう申し出ることができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があった場合において必要があると認めるときは、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の決定又は当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。

### 趣 旨

改正最低賃金法では、地域別最低賃金については、すべての労働者について賃金の最低限を保障する安全網としての役割を果たすものと規定されています（法第9条）。

これに対し、特定最低賃金（旧法の「産業別最低賃金」）は、企業内における賃金水準を設定する際の労使の取組みを補完し、公正な賃金決定にも資する面があることを評価しつつ、すべての労働者の賃金の最低限を保障する安全網とは別の役割を果たすものとして、関係労使の申出を契機として決定されるものとされている。

この15条最低賃金は、厚生労働大臣又は労働局長が関係労使の代表からの申出を受け、一定の産業等について、必要があると認めるときに、最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて決定されるものである。

### 決定等の要件

15条の最低賃金を決定、改正又は廃止（決定等）するためには、次の要件の全てを充足する必要がある。

特定（産業別）最低賃金については、法第15条第1項の申出があり、厚生労働大臣又は都道府県労働局長が、決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、「必要性がある」との答申があること。

最低賃金審議会に調査審議を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

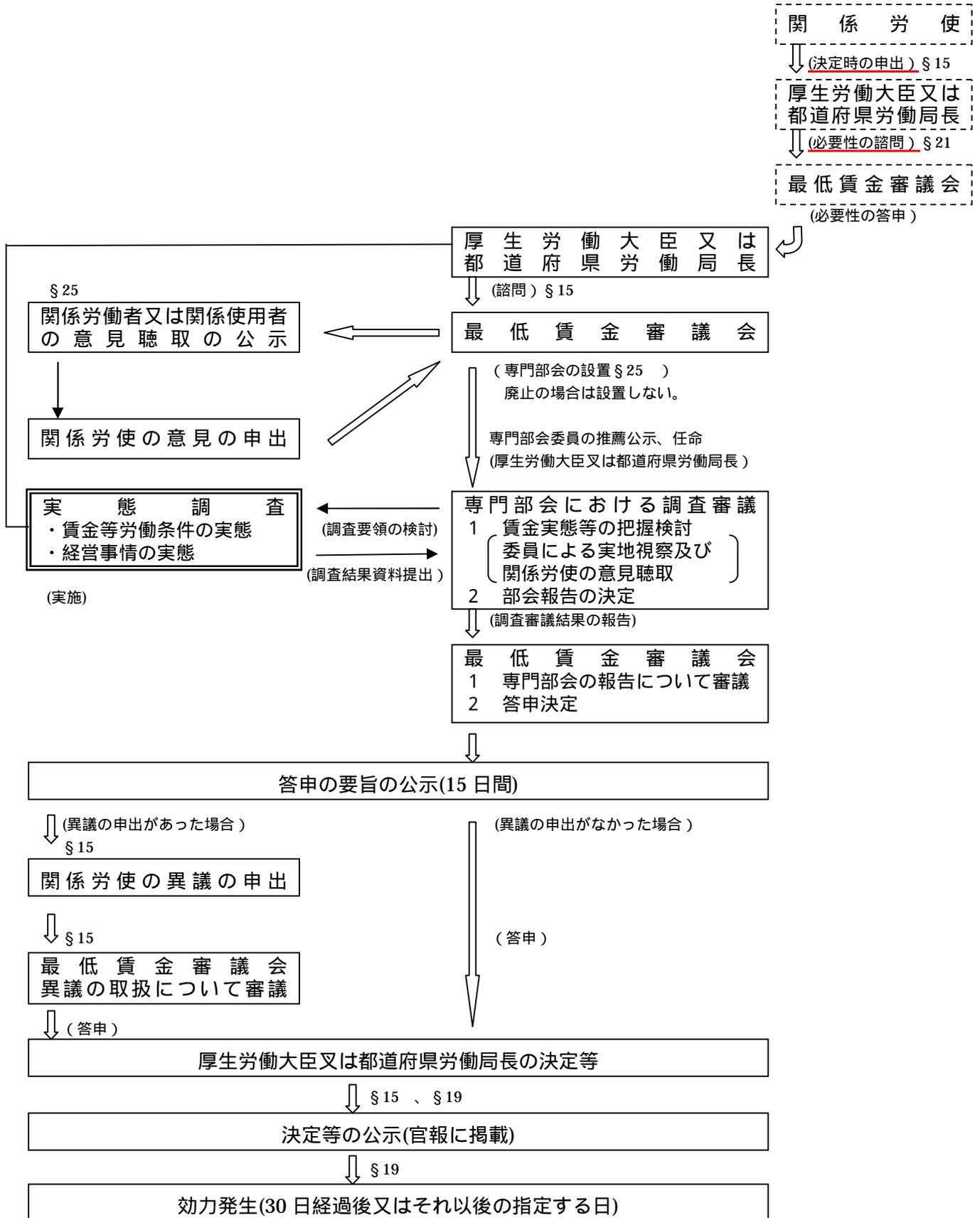
の意見について、法第15条第3項に基づく異議申出がないか、又は異議申出があった場合には、当該異議申出について最低賃金審議会に意見を求め（諮問）、最低賃金審議会から意見が提出（答申）されること。

以上の3要件を充足した場合に、厚生労働大臣又は地方労働局長は、又は の最低賃金審議会の意見を聴いて、15条最低賃金を決定することになる。

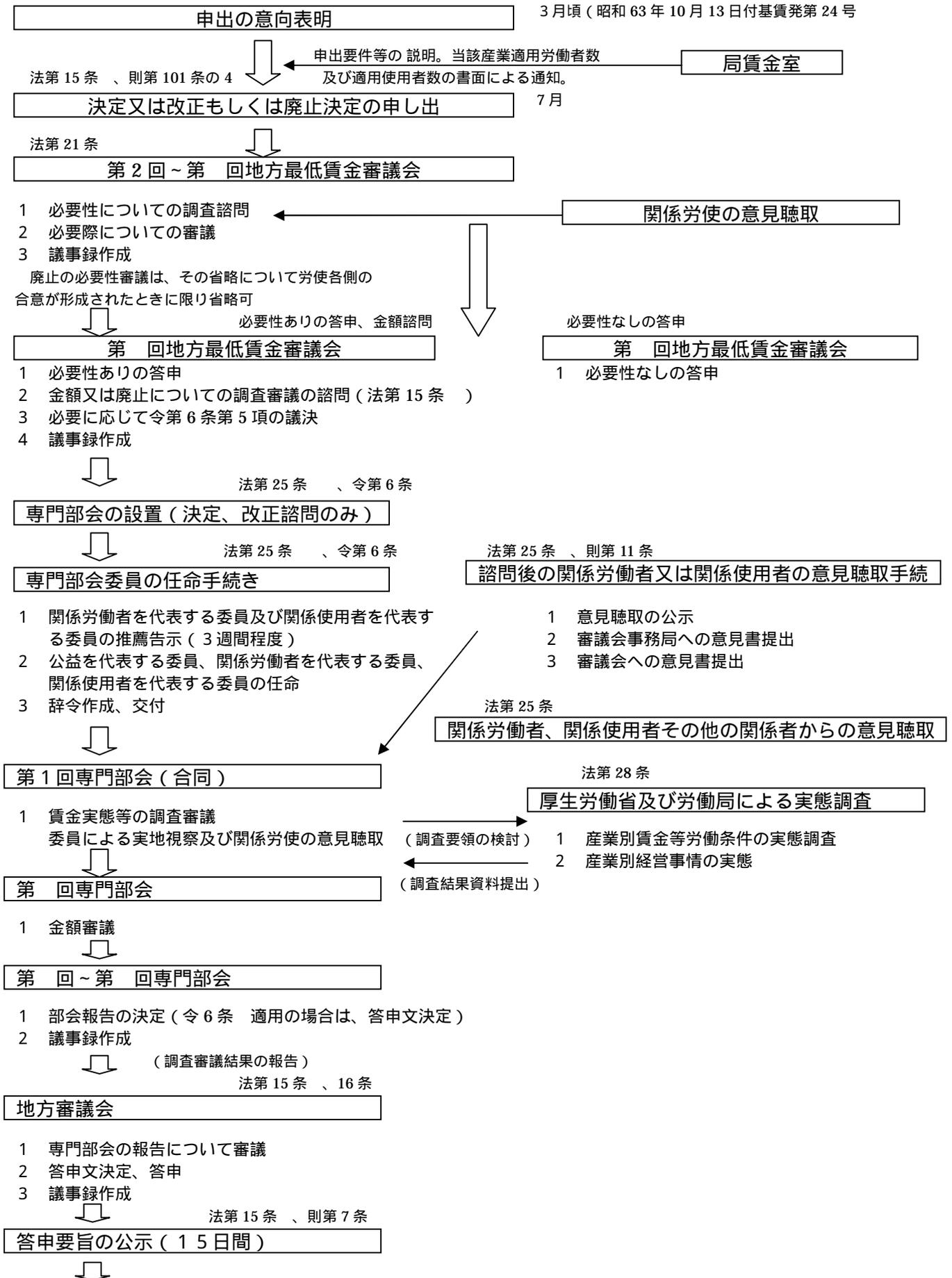
なお、厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、又は の最低賃金審議会の意見により難いと認めるときは、理由を付して、最低賃金審議会に再審議を求める必要があるが、現在までに再審議を求めた例はない。

## 決定等の手続

15条最低賃金の決定等の手続を図示すると、次のとおりである。



特定（産業別）最低賃金決定、改正、廃止手続きフローチャート





法第 15 条 、 則第 8 条

関係労使の異議の申出



( 公示期間中に異議の申出あり )

( 諮問 )

法第 11 条

地方審議会

- 1 異議の取扱についての審議
- 2 答申文の決定、答申



法第 15 条

都道府県労働局長の改正決定



法第 19 条 、 則第 9 条、官報掲載手続

改正決定の公示 ( 官報に掲載 )



法第 19 条

効力の発生

- ( 決定又は改正の場合は、30 日経過後又はそれ以後の指定する日 )
- ( 廃止の場合は、公示の日又はそれ以後の指定する日 )



( 公示期間中に異議申出なし )

# 現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等 について

(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)

(別 添)

## 新産業別最低賃金の運用方針

### 1 新産業別最低賃金の決定等の要件、手続等について

#### (1) 新産業別最低賃金の決定等に関する申出の要件等

イ 新産業別最低賃金の決定に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の2分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を設定することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

ロ 新産業別最低賃金の改正又は廃止に関する申出の要件は次のとおりとする。

(イ) 同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用されている場合

一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものが賃金の最低額に関する定めを含む1の労働協約の適用を受ける場合又は賃金の最低額について実質的に内容を同じくする定めを含む2以上の労働協約のいずれかの適用を受ける場合において、当該労働協約の当事者である労働組合又は使用者(使用者の団体を含む。)の全部の合意により行われる申出であること。

(ロ) 事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合

事業の公正競争を確保する観点から同種の基幹的労働者について最低賃金を改正することが必要であること又は当該最低賃金を設定することが必要でなくなったことを理由とする申出(同種の基幹的労働者について最低賃金を改正又は廃止することが必要であることを理由とする申出であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の概ね3分の1以上のものの合意により行われるものを含む。)であって、当該最低賃金の適用を受ける労働者又は使用者の全部又は一部を代表する者により行われるものであること。

(中略)

#### (2) 申出に係る新産業別最低賃金の決定等の必要性の有無の決定

労働大臣又は都道府県労働基準局長は、新産業別最低賃金の決定、改正又は廃止(以下「決定等」という。)に関する申出を受けた場合には、原則として当該決定等の必要性の有無について最低賃金審議会に意見を求めるものとする。

(以下略)



# 中央最低賃金審議会「公正競争ケース」検討小委員会報告

(平成4年5月15日中央最低賃金審議会了承)

本小委員会は中央最低賃金審議会から「公正競争ケースの申出要件の意味するところ及びその取扱い方等」について検討する旨の付託を受け、平成3年4月12日から平成4年3月30日までの間計5回にわたり鋭意審議を重ね、公労使委員全員一致で下記のとおり報告を取りまとめた。

## 記

本小委員会では、「現行産業別最低賃金の廃止及び新産業別最低賃金への転換等について(昭和61年2月14日中央最低賃金審議会答申)」「(以下「61年答申」という。)における「事業の公正競争を確保する観点からの必要性を理由とする場合」(以下「公正競争ケース」という。)に関して、一層明確な解釈が求められている。

最低賃金法(以下「法」という。)等における「公正競争」の概念について

「公正競争ケース」による申出の要件について

原則諮問について

決定の必要性に関する要件について

の4点を中心に検討を行い、以下のとおり結論を得た。

なお、検討の過程において

61年答申は慎重な審議を経て出されたものであり、現在は、61年答申を尊重し、その適切な運用により新産業別最低賃金の定着に向け関係者は努力が必要であること

新産業別最低賃金は61年答申の趣旨に鑑みれば、「同種の基幹的労働者の相当数について最低賃金に関する労働協約が適用される場合」(以下「労働協約ケース」という。)を中心に想定していたものと理解することが適当であることに加え、特に、61年答申前文にあるとおり「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めらるるものに限定して設定すべき」とされていること

の2点を基本的前提とし、諸点を整備することとなった。

### 1 「公正競争」の概念と「公正競争ケース」に対する考え方

種々の法律においていわゆる公正競争の規定がみられるが、公正競争の概念は幅の広いものであり、それぞれの法律の目的等によりその意味するところは当然に異なる。すなわち事業法等他の法律における公正競争概念と最低賃金法上のものは必ずしも同一概念ではない。

最低賃金の目的は、法第1条にあるとおり「労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すること」であり、公正競争の確保は、「労働条件の改善を図る」という第一義的な目的とは異なり、最低賃金の設定により達成される副次的な目的である。

また、法における公正競争の確保とは賃金の不当な切下げの防止によって達成されるものであり、地域別最低賃金が全都道府県において設定されている現在、賃金の不当な切り下げの防止は一定の水準で

すでに措置されており、“一定の公正競争”は確保されている。

新産業別最低賃金は、61年答申前文に「関係労使が労働条件の向上又は事業の公正競争の確保の観点から地域別最低賃金より金額水準の高い最低賃金を必要と認めるものに限定して設定すべき」とあり、目的を限定し、かつ、関係労使の合意を前提に、主として「労働協約ケース」は61年答申前文の「労働条件の向上」を、また「公正競争ケース」は「事業の公正競争の確保」を受けて設定されていると理解することが適当である。とりわけ、「公正競争ケース」で申出される新産業別最低賃金は、“より高いレベルでの公正競争”の確保を主たる目的とすると理解することが適当である。

## 2 公正競争ケースの取扱い

### (1) 申出の要件

「公正競争ケース」は、設定方式として一定の定量的要件を付した「労働協約ケース」とは異なり、申出の内容は個別の事案により種々異なることが想定され、また賃金格差の程度についてもその生ずる要因は多様であり、申出の要件として定量的要件を一律に付すことは適当でない。

定量的要件を付せないこともあり、審議会では地域別最低賃金がある以上“より高いレベルでの公正競争”の確保の必要性について、個別具体的な検討がなされることとなるが、申出者は申出に当たって、賃金格差の存在等個別具体的な疎明が不可欠な要件となる。したがって申出の受理に当たっては、特に申出の背景も含め疎明の内容について十分審査すること。

また、申出者は関係労使の合意が得られるよう労働協約の締結・機関決定等に努めることが重要である。

なお、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者又は使用者の概ね1/3以上のものの合意による申出があったものについては受理・審議会への諮問が円滑に行われることが望ましい。

### (2) 原則諮問

61年答申が原則諮問の例外を既に明記していることから、さらに例外を設けるのは適当ではない。また、61年答申により新産業別最低賃金の決定等の契機が法第16条の4に基づく申出に限定され、それに伴い申出の要件も示されており、法第16条の4に基づく申し出はその重要性を増している。したがって、少なくとも必要性の諮問は「原則的」に行うことが適当である。

しかし、法及び61年答申の趣旨から、競争関係が認められない事業等明らかに新産業別最低賃金の設定に無理があると判断でき得るものは原則諮問の対象外とすることが妥当である。

その場合、個別の事案ごとにその理由を明らかにし直近の審議会に報告、了承を得ること。

### (3) 決定の必要性に関する要件（「賃金格差が存在する場合」の考え方）

61年答申に「企業間、地域間又は組織労働者と未組織労働者の間等に産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合に設定するものとする」とあるが、一般の産業では企業間等に賃金格差は通常存在しており、またその生ずる要因は多様である。どの程度の賃金格差があれば賃金の不当な切下げの防止のため新たに産別最賃の設定が必要であるかを明らかにすることは事実上不可能であり、賃金格差の程度について一定基準を定めることは適当でない。

最低賃金の決定の審議に当たっては61年答申の趣旨を踏まえ当該事案について「産業別最低賃金の設定を必要とする程度の賃金格差が存在する場合」に該当するかどうか、すなわち競争関係の存在を前提にして“より高いレベルでの公正競争”確保の必要性について、疎明の内容、関係労使間の合意形成の状況等を踏まえ審議会において適切な判断がなされることを期待する。

なお、最低賃金の必要性の決定に当たっては「昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申（新しい産業別最低賃金の運用方針について）了解事項 1」を改めてここに確認する。

(4) 今後の取扱い

本報告による取扱いは平成 4 年度以降の新設申出事案から実施することとする。

なお、改正の申出事案についても本報告の趣旨を十分踏まえた対応がなされることが望まれる。事務局はもとより関係者は本報告を踏まえ適切な運営に努めることがなによりも重要である。

本報告を中央最低賃金審議会に報告し、了承を求めることとする。なお、了承が得られれば中央最低賃金審議会の会長から地方最低賃金審議会会長に文書で伝達されることを要望する。

(参 考)

なお、本小委員会の報告を取りまとめるに当たり、次の 3 項目を特記する。

1. 61 年答申で一定の結論は出されているものの、使用者側から経済構造等の急速な変化の中で中長期的な観点にも立って地域別最低賃金と新産業別最低賃金の役割分担等の問題について現段階においてもなお議論が必要であり、その結果を得て「公正競争ケース」についての検討をすべきとの意見が出されたこと。
2. 基幹的労働者については種々の議論があったが、基幹的労働者の範囲は業種間及び規模、地域間等で多種多様であり、一律にその範囲を示すことは適当でなく、審議会における適切な審議に期待することとされたこと。
3. 新産業別最低賃金の申出について、労働者側から新設を含め、手続き（例えば合意署名等については 3 年に一度とするなど）を簡略化すべきであるとの考え方が示されたこと。

(参 照)

昭和 57 年 1 月 14 日中央最低賃金審議会答申

「新しい産業別最低賃金の運用方針について」了解事項 1

最低賃金法第 16 条の 4 の規定による関係労使の申出に基づく最低賃金の決定、改正又は廃止の必要性について労働大臣又は都道府県労働基準局長から意見を求められた場合は、新しい産業別最低賃金の設定の趣旨にかんがみ、最低賃金審議会は全会一致の議決に至るよう努力するものとする。



## 愛媛地方最低賃金審議会 オブザーバー候補者名簿

| オブザーバー候補者氏名<br>(現職)   | 推 薦 日     | 推 薦 者         |
|---|-----------|---------------|
| ゆ ら よし お<br>由 良 芳 雄<br><br>( 丸住製紙新労働組合<br>執行委員長 )                                   | 令和2年7月1日  | 労働者代表委員 菊川 泰  |
| いずみ こう じ<br>泉 浩 二<br><br>( J A M井関農機労働組合<br>中央執行委員長 )                               | 令和2年7月3日  | 労働者代表委員 菊川 泰  |
| もり かわ たかし<br>森 川 隆<br><br>( 公益社団法人<br>愛媛県紙パルプ工業会<br>専務理事 )                          | 令和2年7月10日 | 使用者代表委員 大西 宏昭 |
| おお した かず や<br>大 下 和 也<br><br>( P H Cホールディングス株式<br>会社 人事部糖尿病マネジメント<br>ドメインHRBP室 室長 ) | 令和2年7月10日 | 使用者代表委員 大西 宏昭 |



令和2年7月6日現在

## 令和2年度春闘 各機関別賃上げ集計状況（加重平均）

## 【連合】

|        | 平成26年           | 平成27年           | 平成28年           | 平成29年           | 平成30年           | 令和元年            | 令和2年                        | 昨年同時期                       |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 全体     | 2.07%<br>5,928円 | 2.20%<br>6,354円 | 2.00%<br>5,779円 | 1.98%<br>5,712円 | 2.07%<br>5,934円 | 2.07%<br>5,997円 | (7月6日公表)<br>1.90%<br>5,506円 | (昨年7月5日)<br>2.07%<br>5,997円 |
| 300人未満 | 1.76%<br>4,197円 | 1.88%<br>4,547円 | 1.81%<br>4,340円 | 1.87%<br>4,490円 | 1.99%<br>4,840円 | 1.94%<br>4,765円 | (7月6日公表)<br>1.81%<br>4,464円 | (昨年7月5日)<br>1.94%<br>4,765円 |

## 【経団連】

|        | 平成26年           | 平成27年           | 平成28年           | 平成29年           | 平成30年           | 令和元年            | 令和2年                         | 昨年同時期                        |
|--------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|------------------------------|------------------------------|
| 500人以上 | 2.38%<br>7,370円 | 2.52%<br>8,235円 | 2.27%<br>7,497円 | 2.34%<br>7,755円 | 2.53%<br>8,539円 | 2.43%<br>8,200円 | (5月21日公表)<br>2.17%<br>7,297円 | (昨年4月23日)<br>2.46%<br>8,310円 |
| 500人未満 | 1.76%<br>4,416円 | 1.87%<br>4,702円 | 1.83%<br>4,651円 | 1.81%<br>4,586円 | 1.89%<br>4,804円 | 1.89%<br>4,815円 | (6月12日公表)<br>1.72%<br>4,471円 | (昨年6月18日)<br>1.87%<br>4,764円 |

## 【厚生労働省】

|      | 平成26年           | 平成27年           | 平成28年           | 平成29年           | 平成30年           | 令和元年            |
|------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 主要企業 | 2.19%<br>6,711円 | 2.38%<br>7,367円 | 2.14%<br>6,639円 | 2.11%<br>6,570円 | 2.26%<br>7,033円 | 2.18%<br>6,790円 |

## 調査対象

連合：「全体」は、規模計。「300人未満」は、全体の内数。

経団連：「500人以上」は、原則として東証1部上場。

厚生労働省：「主要企業」は、資本金10億円以上かつ従業員数1,000人以上の企業であって、労働組合のあるもの



2020（令和2）年7月2日

愛媛地方最低賃金審議会

会長 小田 敬美 様

愛媛弁護士会

会長 森 本 明 宏



地域別最低賃金の引上げを求める会長声明の送付について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日頃より当会の活動にご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、日本弁護士連合会では、勤労者の地位向上に向けた様々な活動を行っており、当会においても、同様の取り組みを行っているところです。

特に、最低賃金の定めについては、まさに勤労権、生存権保障に直結する労働者のセーフティーネットとして極めて重要な役割を持つことから、日本弁護士連合会は、本年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を、6月3日付けで「低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表し、当会も7月2日付け、別紙の通り思い切った最低賃金額の引き上げを要望する「愛媛県の最低賃金額の引上げ及び全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明」を公表したところです。

増大する非正規雇用労働者の待遇改善と、賃金の地域間格差の解消のためには、最低賃金の引上げは喫緊の課題であり、最低賃金額の増額改定の必要性は疑うべくもありません。

特に愛媛県においては、東京都の格差が223円（昨年比2円増）、隣県である香川県との格差が28円（昨年比同額）と、看過し得ない地域間格差が生じている現状に鑑みて、思い切った最低賃金の増額が不可欠であると考えます。

つきましては、日本弁護士会会長声明及び当会会長声明を送付いたしますので、よろしくご参照の上、ご審議いただきますよう、お願いいたします。

敬具



愛媛県の最低賃金額の引上げ及び  
全国一律最低賃金制度の実施を求める会長声明

2019（令和元）年7月31日、中央最低賃金審議会は、厚生労働大臣に対し、2019年度地域別最低賃金額改定の目安について答申を行い、愛媛県の引上げ額の目安を時間額26円（A～Dランクのうち最低のDランク）とした。

そして、同年8月5日、愛媛地方最低賃金審議会は、愛媛労働局長に対し、愛媛県地域別最低賃金時間額について、中央最低賃金審議会が示した目安額どおり26円引上げ790円とする旨の答申を行い、愛媛労働局長は、同内容に改定する決定をした。

愛媛県の地域別最低賃金時間額は、前年度比で、2016（平成28）年度が21円、2017（平成29）年度が22円、2018（平成30）年度が25円、2019（令和元）年度が26円と各々増額となっている。4年連続で20円以上の引上げとなったことは、愛媛県内における労働者の生活状況の改善、貧困問題の解消等に一定程度資するものと評価できる。

しかし、労働者が最低賃金（全国加重平均901円）でフルタイム（1日8時間、週40時間、年間52週）働いたとしても、年収で約188万円、月収にすると約15万7000円にしかない。これは、いわゆるワーキングプア水準と呼ばれる年収200万円をはるかに下回っている。

我が国の最低賃金制度は、労働者の賃金最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、労働者の生活の安定、労働力の質的向上に資すること等を目的として定められている（最低賃金法第1条参照）。

ところが、現状の最低賃金が保障されたとしても、労働者の生活の安定、労働力の質的向上につながるものではなく、この最低賃金の引上げは、はなはだ不十分なものである。

また、厚生労働省作成の「平成28年国民生活基礎調査の概況」では、日本の相

対的貧困率の年次推移は、平成21年が16.0%、平成24年が16.1%、平成27年が15.7%となっており、高水準に留まったままである。これは、6から7人に一人が貧困線の年収122万円を下回った生活を送っている状況が改善されていないことを示している。

働いているにもかかわらず貧困状態にあるのは、最低賃金付近での労働を余儀なくされているからであり、最低賃金が低水準に抑えられていることが大きな要因である。ワーキングプアの救済を始め、貧困問題の解消のためには、最低賃金の迅速かつ大幅な引上げが必要である。

日本国内における最低賃金の格差問題も深刻である。愛媛県は、全国最高額である東京都(1013円)と比べて223円も低い。また、両者の差は、平成20年度で135円しかなかったものが、平成29年度は219円、そして、平成30年度は221円、2019年度は223円と、年々その格差が拡大している。

地方では、賃金が高い都市部での就労を求めて若者が地元を離れてしまう傾向が強くなり、人口減少、労働力不足が深刻化している。労働力の流出を食い止め、地域経済を活性化させるためにも、最低賃金の地域間格差の縮小が不可欠であり、政府においても、全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討が開始されるべきである。

今般の新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の拡大に伴い、中小企業の倒産、廃業への懸念が広がる中で、雇用維持を最優先として最低賃金の引上げを抑制すべきという議論がなされている。2008(平成20)年のリーマンショックの際、先進国の中で唯一日本だけが派遣切りなど雇用を崩壊させ、賃金を抑制することで、「経済復興」をすすめたが、その結果国民の購買力が回復せず深刻なデフレから抜け出せなくなった。

今求められているのは、国内総生産の6割近くを占める個人消費の拡大(内需拡大)を基調とした経済政策の転換である。大企業は499兆円ともいわれる内部留

保を蓄積しているが、その原資は人件費の抑制や法人税減税によるものである。コロナ禍の今こそ内部留保を労働者に還元すべきである。また、中小企業に対しても、社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策を充実させることで、地域の雇用を維持しつつ最低賃金の引上げを推進すべきである。

その一方、コロナ禍の下で、非正規労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者の多くは、新型インフルエンザ特措法に基づく緊急事態宣言による減収の直撃を受けている。医療福祉関係従事者、配送配達員、小売店店員などの中にも、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらのライフラインを支える労働者の労苦に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも、最低賃金の引上げは必要である。

当会は、上記の状況を踏まえ、勤労者の健康で文化的な最低限度の生活を確保するため、そして愛媛県の地域経済の健全な発展を促すため、愛媛地方最低賃金審議会に対して、本年度の愛媛の最低賃金額決定に際し、愛媛労働局長に対する思い切った最低賃金額引上げの答申を要望するとともに、政府に対して全国一律最低賃金制度の実施を働きかけることを求めるものである。

2020年（令和2年）7月2日

愛媛弁護士会

会長 森本明宏

低賃金労働者の生活を支え、地域経済を活性化させるために  
最低賃金額の引上げと中小企業支援強化並びに全国一律最低  
賃金制度の実施を求める会長声明

厚生労働大臣は、近いうちに、中央最低賃金審議会に対し、2020年度地域別最低賃金額改定の目安についての諮問を行い、同審議会から、答申が行われる見込みである。昨年、同審議会は、全国加重平均27円の引上げ（全国加重平均額901円）を答申し、これに基づき各地の地域別最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。時給901円という水準は、1日8時間、週40時間働いたとしても、月収約15万7000円、年収約188万円にしかない。

今般、政府の緊急事態宣言により、経営基盤が脆弱な多くの中小企業が倒産、廃業に追い込まれる懸念も広がる中、最低賃金の引上げが企業経営に与える影響を重視して引上げを抑制すべきという議論もある。

しかし、労働者の生活を守り、新型コロナウイルス感染症に向き合いながら経済を活性化させるためにも、最低賃金額の引上げを後退させてはならない。多くの非正規雇用労働者をはじめとする最低賃金付近の低賃金労働を強いられている労働者は、もともと日々生活するだけで精一杯で、緊急事態に対応するための十分な貯蓄をすることができていない。ここに根本的な問題がある。また、今般の緊急事態下において、小売店の店員、運送配達員、福祉・介護サービス従事者等の社会全体のライフラインを支える労働者の中には、最低賃金付近の低賃金で働く労働者が多数存在する。これらの労働者の労働に報い、その生活を支え、社会全体のライフラインを維持していくためにも最低賃金の引上げは必要である。

一方、最低賃金の引上げによって経営に大きな影響を受ける中小企業に対しては、新型コロナウイルス感染拡大に備えた支援策が拡充されているところであるが、政府は、長期的継続的に中小企業支援策を強化すべきであり、最低賃金の引上げが困難な中小企業のための社会保険料の減免や減税、補助金支給等の中小企業支援策の検討を進めるべきである。また、中小企業の生産性を向上させるための施策を有機的に組み合わせることや、これまで以上に私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律や下請代金支払遅延等防止法を積極的に運用し、中小企業とその取引先企業との間で公正な取引が確保されるよう努めることも重要である。

さらに、最低賃金の地域間格差が依然として大きく、ますます拡大していることも見過ごすことのできない重大な問題である。2019年の最低賃金は、最も高い東京都で時給1013円であるのに対し、最も低い15県は時給790円であり、223円もの開きがあった。最低賃金の高低と人口の転入出には強い相関関係があ

り、最低賃金の低い地方の経済が停滞し、地域間の格差が固定、拡大している。都市部への労働力の集中を緩和し、地域に労働力を確保することは、地域経済の活性化のみならず、都市部での一極集中から来る様々なリスクを分散する上でも有用と言える。当連合会は、2020年2月20日付けで「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」を公表したところであるが、政府においても早急に、全国一律最低賃金制度の実現に向けた検討が開始されるべきである。

以上より、当連合会は、各地の地方最低賃金審議会において最低賃金額の引上げを図り、地域経済の健全な発展を促すとともに、労働者の健康で文化的な生活を確保するために、本年度、中央最低賃金審議会が、まずは地域間格差を縮小しながら全国全ての地域において最低賃金の引上げを答申すべきことを求めるものである。

2020年（令和2年）6月3日

日本弁護士連合会  
会長 荒 中